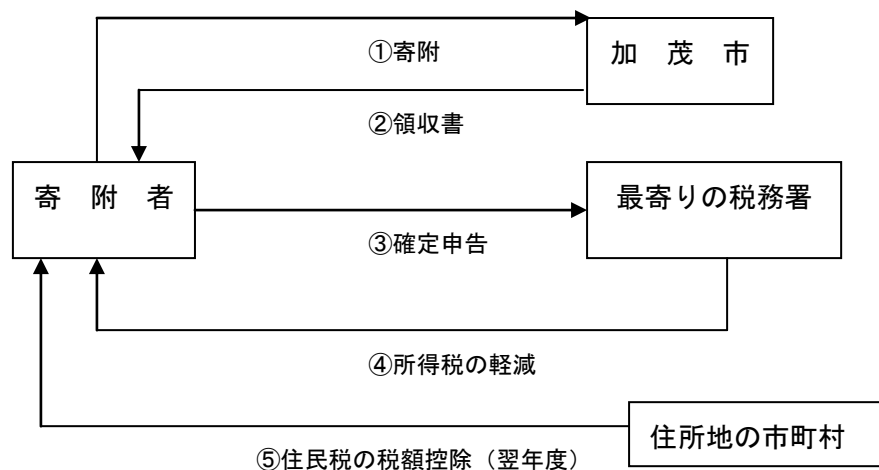


ふるさと納税制度

- 「ふるさと納税」とは、ふるさと（出身地に限らずあなたが応援したい市町村）へ贈る寄附金のことです。
- 地方公共団体へ2千円を超える寄附を行った場合は、2千円を超える金額について一定の限度額までは所得税と個人住民税から控除することができます。

ふるさと納税の仕組み



寄附の方法

① 寄附の申込

電話、ファクシミリ、電子メールなどでお知らせください。

申込書を送付します。（返信用封筒を同封します）

申込書をダウンロードしたい方は[こちら](#)をクリックしてください。

② 寄附申込書の送付

寄附申込書を加茂市に郵送又はファクシミリで送付してください。

折り返し、加茂市から口座番号のお知らせ、納付書をお送りします。

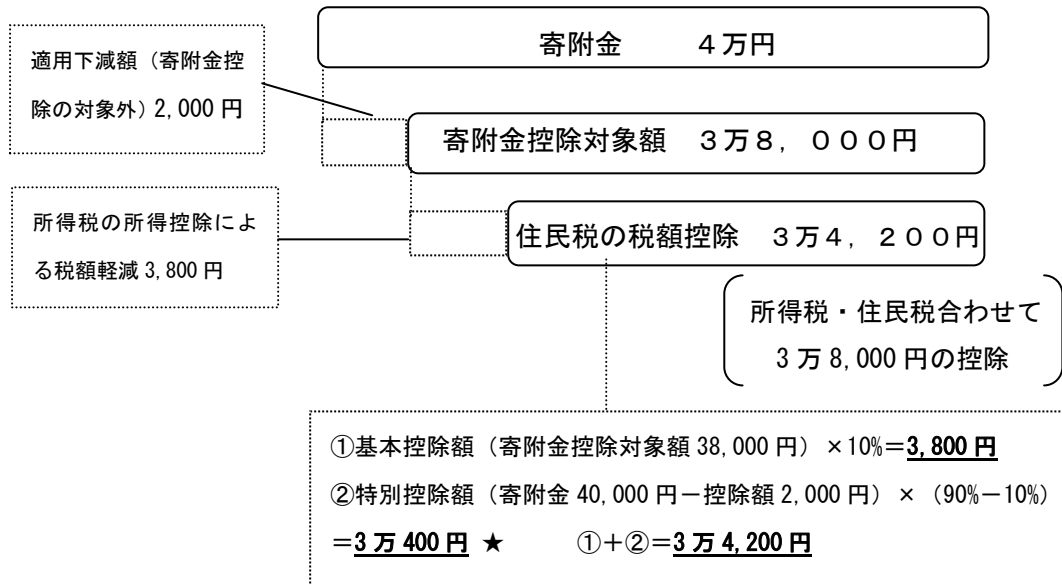
③ 寄附金の送付・振込みについて

納付書での振込み、口座振込、現金書留のいずれかの方法で入金をお願いします。寄附金の入金を確認しましたら、領収書をお送りします。

税金の控除について

計 算 例

～夫婦と子供2人の世帯で、
年収700万円の人が加茂市に40,000円を寄附した場合～



★②の額については住民税の所得割額の1割が限度

（お問合せ先）
加茂市企画財政課財政係
〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL0256-52-0080 内線311番 FAX0256-53-2729
【E-mail】 kikaku@city.kamo.niigata.jp